

第4編

事故対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的及び位置付け

【市民部】

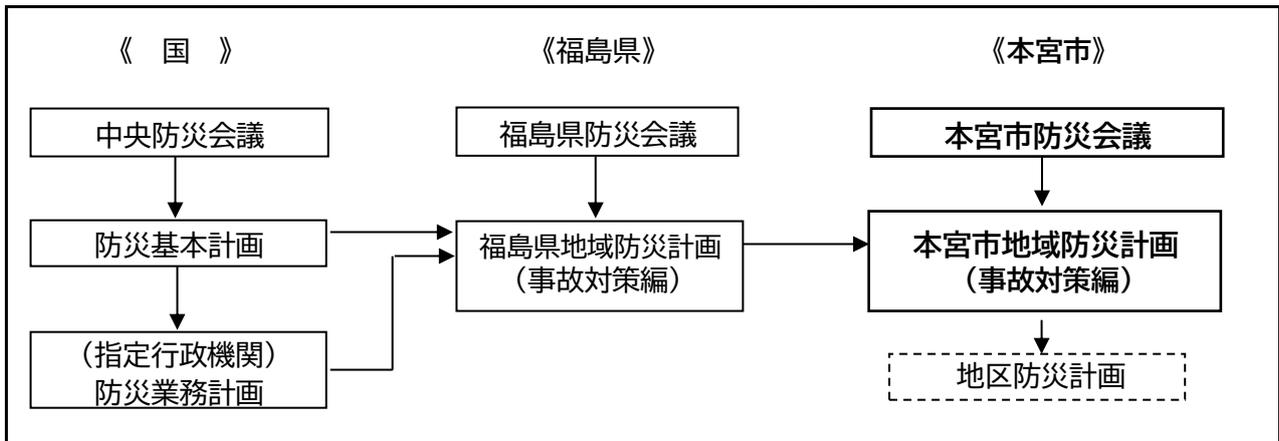
第1 計画の目的

地域防災計画事故対策編は、市域の航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災（以下この章において「事故災害」という。）に対処し、県及び関係機関・団体と連携し市民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置付け

この計画は、災対法（昭和36年法律第223号）に基づく、本宮市防災会議条例第2条の規定により、本宮市防災会議が作成する地域防災計画の内、事故災害に関する計画として定めたもので、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画（事故対策編）と連携した市域に係る計画である。

国、県、本宮市における防災会議と地域防災計画（事故対策編）の位置付け



第3 計画の推進及び修正

第1編、第1章、第1節「計画の目的及び位置付け」第6に準じる。

第2章 鉄道災害対策計画

【市民部、産業部、建設部、保健福祉部、鉄道事業者】

市域には、JR東日本鉄軌道が敷設され、東北新幹線及び東北本線上下線それぞれ25本を越す列車と臨時列車及びJR貨物が行き来している。

市は、市域における列車事故により、多数の乗降者及び沿線住民等に被害が及ぶことを想定し、鉄道災害対策を計画し、住民等の生命と身体及び財産を守ることに資する。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

第1節 鉄道災害予防対策

第1 鉄道交通の安全の確保

市、道路管理者及び鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防災情報通信網等の整備

市は、鉄道事業者や関係機関と密接に情報の収集・連絡を行うため、第2編、第1章、第2節「防災情報通信網の整備」第1及び第2に準じ、必要な措置を講ずる。

2 応援協力体制の整備

市は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村や広域市町村圏との応援協力体制の整備を図り、第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第10に準じ、必要な措置を講ずる。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 市は、多数の負傷者が出る場合を想定し、災害対策本部の設置如何に関わらず、第2編、第1章、第7節「火災予防対策」第1及び同章第12節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」に準じ、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

(2) 市、防災関係機関及び医療機関は、平常時から連絡体制の整備を図り、連携強化に努める。

4 消防力の強化

(1) 市は、「消防力の整備指針」（平成12年1月、消防庁）及び「消防水利の基準」（昭和39年12月、消防庁）に適合する「消防施設及び設備整備の年次計画」を作成し、消防施設、消防設備及び消防水利等の整備に努める。

(2) 市は、消防本部、市消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

5 防災訓練の実施

市は、鉄道事業者が実施する防災訓練に参加し、連携した消火、救助・救急等を身につける。また、第2編、第1章、第15節「防災訓練」により、鉄道事業者と連携した防災訓練の実施に努める。

第3 防災知識の普及・啓発

市は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、鉄道事業者と連携し、事故防止に関する知識の普及・啓発に努める。

第4 要配慮者対策

乗員及び沿線住民に要配慮者が含まれる場合、市は、第2編、第1章、第11節「避難対策」及び同章第17節「要配慮者対策」に準じ、支援体制の整備に努める。

第2節 鉄道災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 市及び防災関係機関がとるべき措置

- (1) 市及び防災関係機関は、鉄道災害の情報を受理したときは、第2編、第2章、第3節「災害情報の収集伝達」に準じ、災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 市から県（危機管理総室）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報ルート集 報告システム-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」に基づく。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部設置に至らない災害

市は、発災後速やかに一般災害対策の事前配備に準じた職員の非常参集を行い、災害情報の収集伝達体制を確立する。また、災害の状況に応じて、警戒配備、特別警戒配備体制への移行が円滑に行えるよう備える。

情報の収集にあたっては、通信の混乱等により迅速に正確な情報が収集できない場合、災害現場への職員派遣により状況を確認する。さらに、状況に応じて県に対して県消防防災ヘリコプター等の応援要請を行う。

なお、配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮して、活動体制下の指揮権者の指示により、配備編成計画の人員によらない配備を可能とする。（以下の事故災害においても同。）

(2) 災害対策本部設置

災害の規模が次の基準に該当する事故の場合は、市長の判断により災害対策本部の設置等必要な体制をとる。（以下の事故災害においても同。）

① 災害救助法の適用基準に合致するもの	② 死者5名以上の救急事故
③ 死傷者合計15名以上の救急事故	④ 要配慮者5名以上の救助事故
⑤ その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響が高い救急・救助事故	

市災害対策本部の組織編成（部、班、分掌事務）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更すること及び本部長の指示による部班相互応援を可能とする。

2 相互応援協力

災害の規模が市の防災体制では十分な応急措置が困難と認められる場合は、第2編、第2章、第

5節「相互応援協力」に準じ、知事又は他市町村の応援又はあつせんを要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1) 市は、消防本部及び医療機関の体制では十分な活動が困難と認めるときは、市災害対策本部の設置の如何に関わらず、第2編、第2章、第7節「救助・救急」に準じ、消防本部及び市消防団等と協力した救助班を編成し救助活動を行う。また、同章第11節「医療（助産）・救護」に準じ、安達医師会等の協力を得て医療救護班を救護所に派遣する。大規模な災害で安達医師会等の対応が困難な場合は、県へ医療救護班の派遣を要請する。

2 消火活動

(1) 消防本部及び市消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

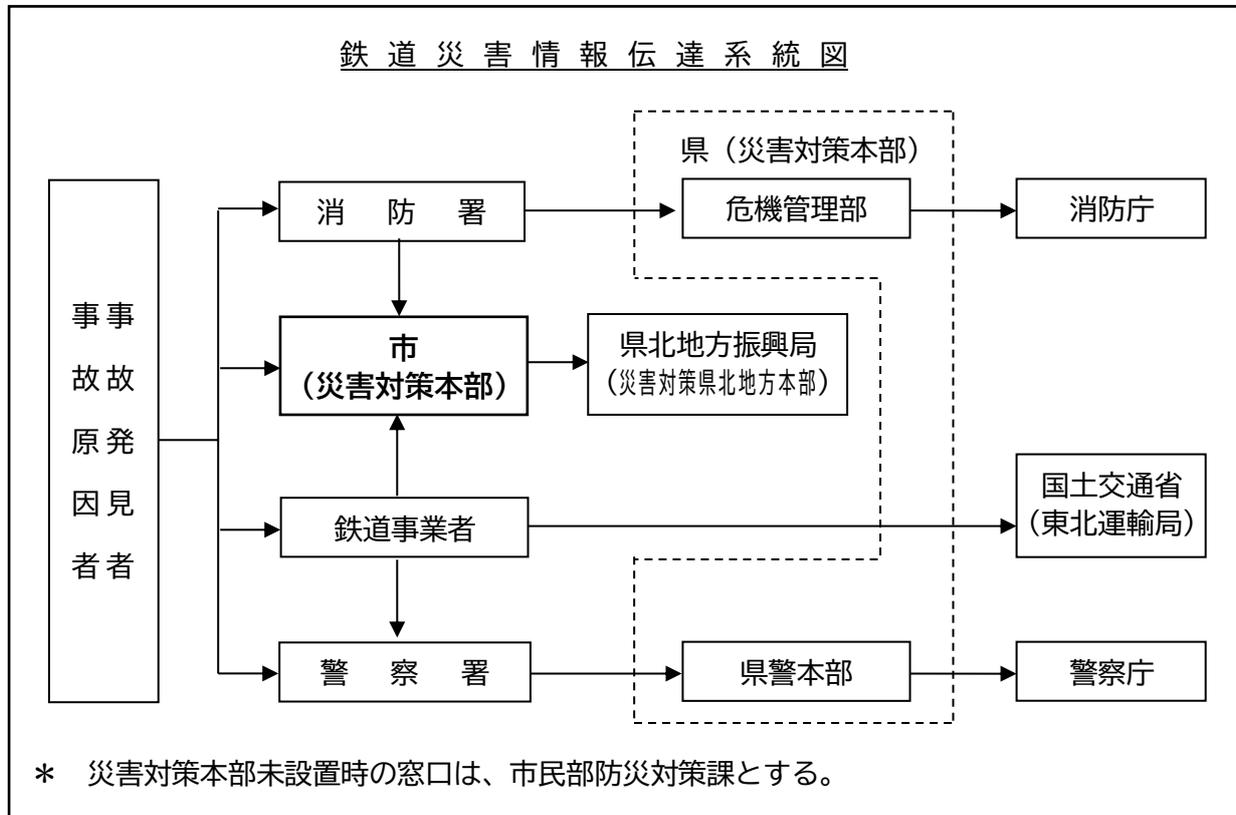
第4 交通規制措置

郡山北警察署本宮分庁舎は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第3章、第13節「災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、必要な措置を講ずる。

第5 災害広報

市は、県・防災関係機関及び鉄道事業者と協力し、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確な情報を、被災者等に適切に広報する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。



第3節 鉄道災害復旧対策計画

第1 鉄道事業者の責務

鉄道事業者は、あらかじめ定める物資・資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画に基づき、迅速かつ的確に被災施設の復旧を行う。

第3章 道路災害対策計画

【建設部、市民部、保健福祉部】

市域には、東北高速自動車道や国道4号を始め、県道や主要地方道が縦横に走っており、人及び物資輸送が日常的頻繁に行われている。この計画は、自然災害や道路事故等により生じる多数の死傷者の発生と道路災害に対し、拡大を防止し被害の軽減を図り、住民等の生命と身体及び財産を守ることを目的とする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

第1節 道路災害予防対策

第1 道路交通の安全のための情報の充実

市道管理者及び郡山北警察署本宮分庁舎は、道路交通の安全の確保のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

第2 道路施設等の整備

- (1) 市道管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い、現況把握に努める。
- (2) 市道管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 市道管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等の計画的かつ総合的な実施に努める。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

市道管理者は、道路災害時の施設及び設備の被害情報の把握並びに応急復旧のために、情報通信網の整備に努める。また、第2編、第1章、第2節「防災情報通信網の整備」第1及び第2に準じ、必要な措置を講ずる。

2 応援協力体制の整備

- (1) 市道管理者は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接及び広域市町村圏等との応援協定等の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第10に準じ、必要な措置をする。
- (2) 市道管理者は、応援協定等に基づき迅速な対応がとれるよう、平常時から要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等の必要な手続きを整えておく。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第2-3に準じる。なお、鉄道災害を道路災害と読み替える（以下本編において同。）。

4 消防力の強化

第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第2-4に準じる。

5 危険物等の流出時における防除活動

市道管理者は消防本部と連携し、危険物等の流出に対し的確な防除活動を行うため、資機材の整備促進に努める。

6 防災訓練の実施

市は、第2編、第1章、第15節「防災訓練」に基づき、県・防災関係機関・道路管理者及び地域住民と相互に連携し、消火・救助・救急等について、図上又は現地の訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

市道管理者は、道路ふれあい月間及び道路防災週間等を通じ、道路利用者に対し災害発生時にとるべき行動等の知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者対策

市は、第2編、第1章、第11節「避難対策」及び同章第17節「要配慮者対策」に準じ、要配慮者に配慮した活動と支援体制の整備に努める。

第2節 道路災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 市道管理者の取るべき措置

市道管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに「道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等について、災害対策県北地方本部（県北土木事務所）へ連絡する。

2 市及び防災関係機関の取るべき措置

- (1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、第2編、第2章、第3節「災害情報の収集伝達」に基づき実施する。
- (2) 市から県（危機管理総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」に基づく。

第2 活動体制の確立

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第2に準じる。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第3に準じる。

第4 交通規制措置

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第4に準じる。

第5 危険物の流出に対する応急対策

第5章、第2節「危険物等災害応急対策計画」に準じる。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

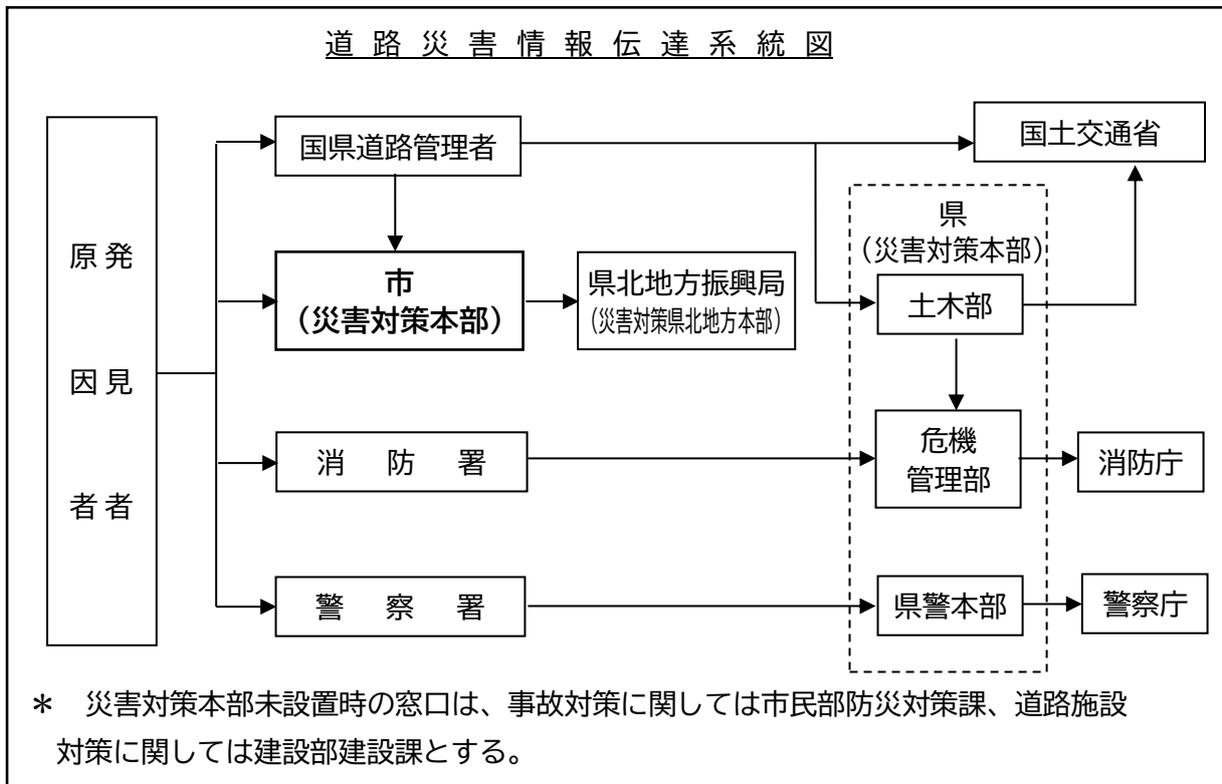
道路管理者は、速やかに仮設等応急復旧を行い、類似災害発生防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

郡山北警察署本宮分庁舎は、災害で破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等施設の緊急点検を行う。

第7 災害広報

市は、国・県道路管理者及び防災関係機関と協力し、災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確な情報を、被災者等に適切に広報する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。



第3節 道路災害復旧対策計画

第1 道路災害復旧対策方針

市道管理者は、国、県と連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うとともに、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 道路災害復旧対策の責務

原則として、道路災害原因者の責務により実施する。しかし、対応困難な場合は、第2編、第3章「災害復旧計画」に準じる。

第4章 航空災害対策計画

【本部事務局、各部・各班、市民部、郡山北警察署本宮分庁舎、消防本部、消防団、医師会等】

市域上空を航行する航空機は、旅客航空機等及び自衛隊機があるが、航空災害は墜落地点が事前に把握できないため、航空機乗務員及び乗客はもちろん、墜落地点周辺に大きな被害が出ると予測できる。航空災害は、通過自治体の努力で予防できるものではないが、墜落地周辺住民等、航空機乗務員及び乗客の生命に関わる災害となるため、人命救助を第1の目的に対策を計画するものである。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

第1節 航空災害予防対策

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防災情報通信網等の整備

市は、航空災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するため、第2編、第1章、第2節「防災情報通信網の整備」第1及び第2に準じ、必要な措置を講ずる。

2 応援協力体制の整備

(1) 市は、航空災害が隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村及び広域市町村圏等との応援協定に基づき応援協力体制を図るとともに、第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第10に準じ、必要な措置を講ずる。

(2) 市及び防災関係機関は、応援協定に基づく迅速な対応に備え、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口及び連絡方法等の手続きを整えておくとともに、福島県総合防災訓練等を通じ手続き等の習熟を図る。

3 搜索、救助・救出及び医療（助産）救護

第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第2-3に準じる。

4 消防力の強化

第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第2-4に準じる。

5 防災訓練の実施

第3章、第1節「道路災害予防対策」第3-6に準じる。

第2 要配慮者対策

第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第4に準じ、沿線住民を墜落若しくは不時着地点周辺住民と読み替える。

第2節 航空災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 市及び防災関係機関がとるべき措置

- (1) 市及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、第2編、第2章、第3節「災害情報の収集伝達」に準じ、災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 市から県（危機管理総室）への航空災害の緊急連絡は、「情報ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－6 航空災害」に基づく。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 特別警戒配備体制

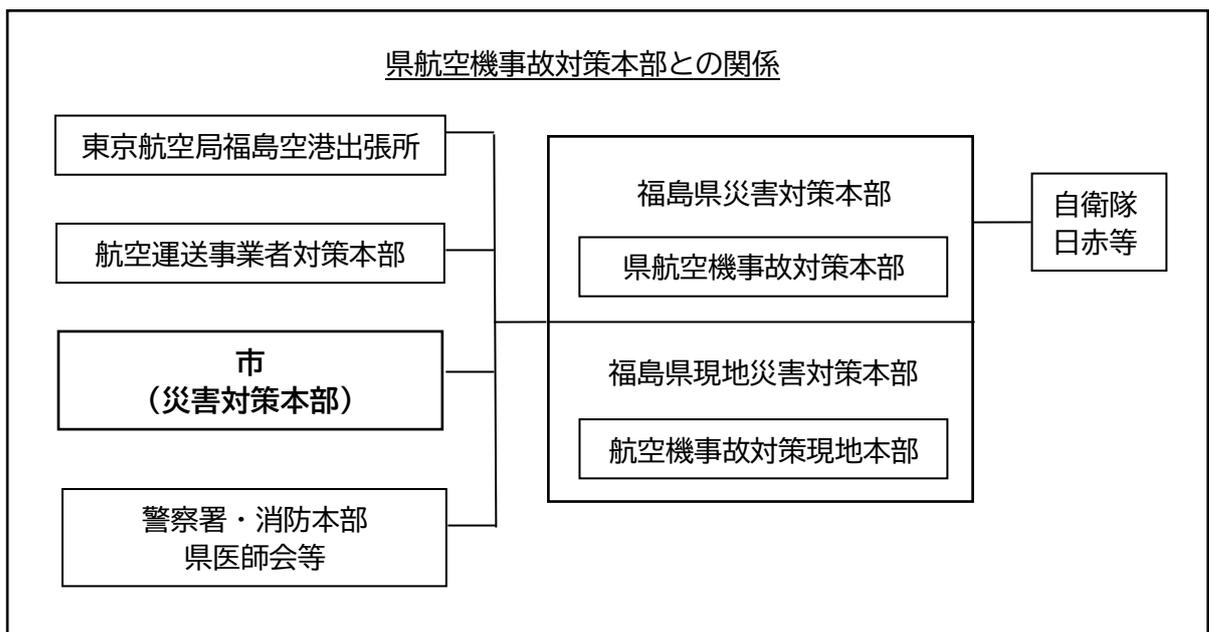
市域に航空機が墜落又は不時着した場合、並びに墜落又は不時着地点が集落等であった場合、多数の乗員及び住民の生命及び身体が危険にさらされるおそれがあるため、市は、市域における航空災害の情報を受理したときは、速やかに特別警戒配備の体制を整える。

情報の収集にあたっては、混乱により迅速に正確な情報が収集できない場合、災害現場への職員派遣により状況を確認する。さらに、状況に応じて県に対して県消防防災ヘリコプター等の応援要請を行う。

(2) 災害対策本部設置

市は、災害の程度が第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第2－1の状況であるとき又はそのおそれがあるときは、市長の判断により災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

災害対策本部の組織編成（部、班、分掌事務）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更すること及び本部長の指示による部班相互応援を可能とする。



2 相互応援協力

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第2-2に準じ、次の1項を加える。

- (1) 市長は、大規模な航空災害により市及び消防本部の消防力では対応が困難と認めるとき、知事に対しヘリコプターによる消火活動の応援を要請する。

3 自衛隊の派遣

市長は、航空災害による人命救助及び被害の拡大を防止するため必要と認めるとき、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

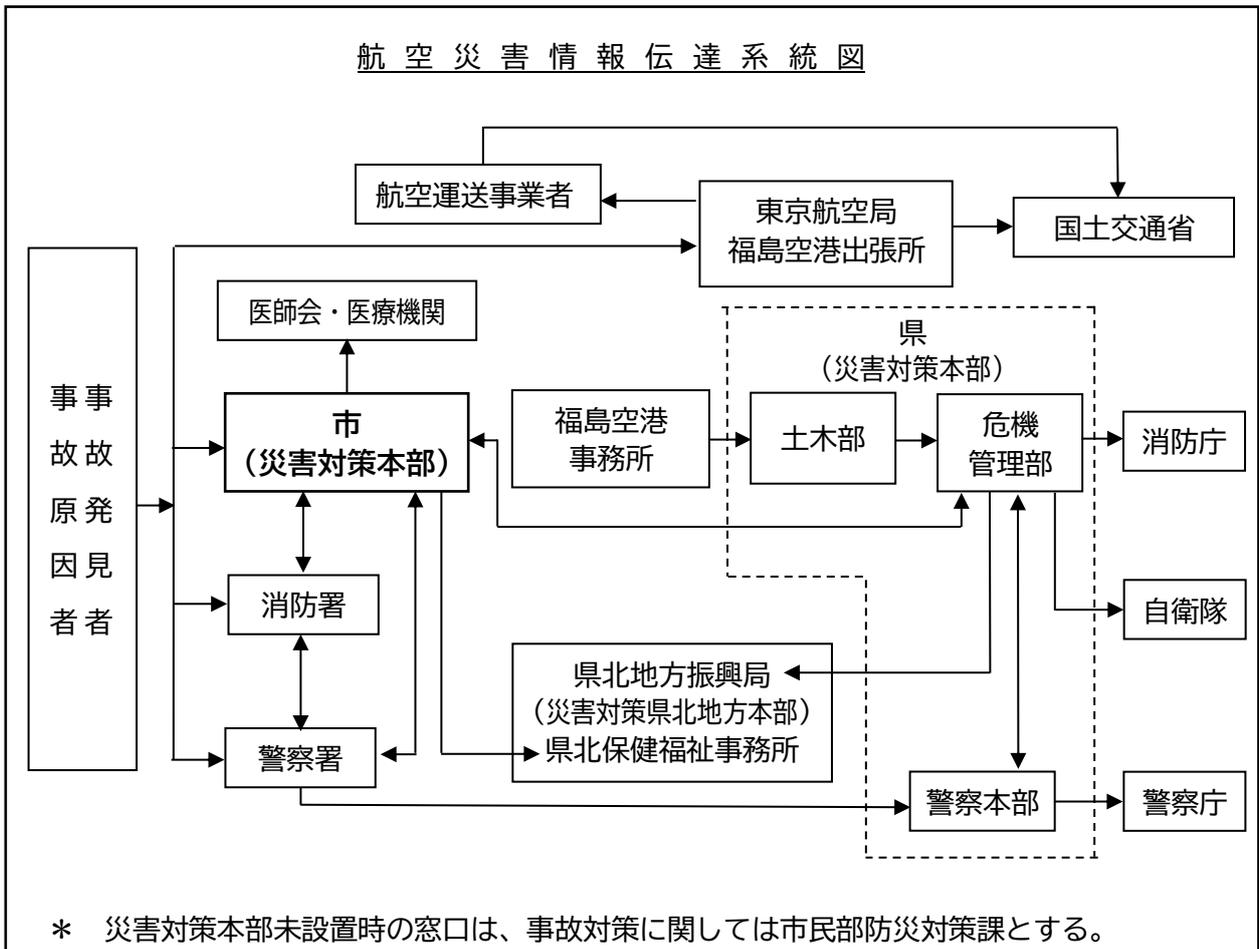
第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第3に準じる。なお、航空災害が林野火災に拡大した場合は、第7章「林野火災対策計画」に基づき対処する。

第4 交通規制措置

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第4に準じる。

第5 災害広報

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第5に準じる。なお、鉄道事業者を航空運送事業者と読み替える。



第5章 危険物等災害対策計画

【市民部、産業部、保健福祉部、危険物等貯蔵・取扱事業者】

市域には、危険物及び高圧ガスの貯蔵・配送・使用企業が立地するとともに、東北自動車道、国道4号、主要地方道及びJR東北本線が南北に縦断し、危険物等も日常的に輸送されている。

これら危険物等の漏えい、流出、火災及び爆発は、多数の死傷者等の発生又は発生するおそれに伴うため、これら危険物等災害から、住民の生命と身体及び財産を守ることに資する。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

第1節 危険物等災害予防対策

第1 危険物等の定義

① 危険物	消防法第2条第7項に規定されているものとする。
② 高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。
③ 毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。
④ 火薬類	火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

第2 危険物施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下この節において「事業者」という。）は、次の法令で定める技術及び保安基準を遵守する。

① 危険物	消防法
② 高圧ガス	高圧ガス保安法
③ 毒物・劇物	毒物及び劇物取締法
④ 火薬類	火薬類取締法

県及び消防本部は、危険物関係施設立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努める。

1 危険物

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従業者に対する災害予防教育の実施、防災資機材の整備及び危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図る。

(2) 市のとりべき措置

市は、危険物等関連機関及び消防関係機関が実施する危険物取扱者保安講習会等の啓発教育事業を支援し、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進に努める。

また、県が実施する貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両検査に協力し、施設等の安全確保に努める。

2 高圧ガス

(1) 事業者の取るべき措置

危険物に同。防災訓練の実施を加える。

3 毒物・劇物

(1) 事業者のとりべき措置

危険物に同。防災訓練の実施を加える。

4 火薬類

(1) 事業者のとりべき措置

危険物に同。火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習を加える。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

第2編、第1章、第2節「防災情報通信網の整備」第1及び第2に準じ、必要な措置を講ずる。

2 応援協力体制の整備

(1) 事業者は、応急活動、復旧活動及び資機材の調達に関し、関係機関及び事業者相互の応援協定の締結等により、相互応援体制の整備と連携の強化に努める。

(2) 市及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村及び広域市町村圏等との応援協定に基づき応援協力体制の整備を図るとともに、第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第10に準じ、必要な措置を講ずる。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第2-3に準じる。

4 消防力の強化

(1) 事業者の取るべき措置

危険物災害被害を最小限にとどめるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等資機材等の備蓄などの促進に努めるとともに、平常時から消防機関等との連携強化及び自主防災組織等による消防力整備並びに防災訓練による習熟を図る。

(2) 市のとりべき措置

第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第2-4に準じる。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

(1) 事業者は、河川管理者への緊急報告の手順を訓練により習熟する。

(2) 防除は、事業者の責に帰す。市は、県の支援のもと後方支援に努める。

(3) 事業者並びに消防機関は、河川等への危険物等大量流出に備え、防除資機材の整備をするとともに、災害発生時の応援体制をあらかじめ整備しておく。

6 避難対策

第2編、第1章、第11節「避難対策」に準じ、必要な措置を講ずる。

7 防災訓練の実施

第2編、第1章、第15節「防災訓練」に準じ、必要な訓練に努める。また、事業者は、事業者の定める防災のための計画に基づき、実践的な訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して危険物等災害の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者対策

第2編、第1章、第11節「避難対策」及び同章第17節「要配慮者対策」に準じる。

第2節 危険物等災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 事業者の取るべき措置

危険物災害が発生した場合、事業者は「危険物災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等について、速やかに関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保を図る。

2 市及び防災関係機関の取るべき措置

- (1) 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、第2編、第2章、第3節「災害情報の収集伝達」に準じ災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 市から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統-4 火薬類・高圧ガス事故」に基づく。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに、事業者が定める防災に関する計画に基づき、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 市の活動体制

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第2に準じる。

3 相互応援協力

- (1) 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかな応援体制を敷く。
- (2) 市は、危険物等災害の規模が市の災害応急対策体制では十分な応急措置が困難と認められる場合、第2編、第2章、第5節「相互応援協力」に準じ、県又は近隣市町村の応援又は応援のあっせんを求める。

4 自衛隊の災害派遣

第4章、第2節「航空災害応急対策計画」第2に準じる。

第3 災害の拡大防止

1 事業者の取るべき措置

事業者は、関係法令の定めるところ及び事業者が定める防災のための計画に基づくとともに、第2編、第1章、第19節「危険物施設等災害予防対策」に準じ、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

2 市及び消防機関のとりべき措置

市及び消防機関等は、関係法の定めにより、危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングを始め、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など指導の権限に応じた適切な応急対策を講ずる。

第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第3に準じる。

第5 交通規制措置

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第4に準じる。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 事業者、消防機関及び郡山北警察署本宮分庁舎等のとりべき措置

事業者、消防機関及び郡山北警察署本宮分庁舎等は、危険物等の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、有毒又は可燃性の危険物の場合は避難誘導活動を行う。

2 市の取るべき措置

市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、防災関係機関等と協力し、直ちに環境モニタリング及び危険物等の処理等の必要な措置を講ずる。

第7 避難誘導

1 市のとりべき措置

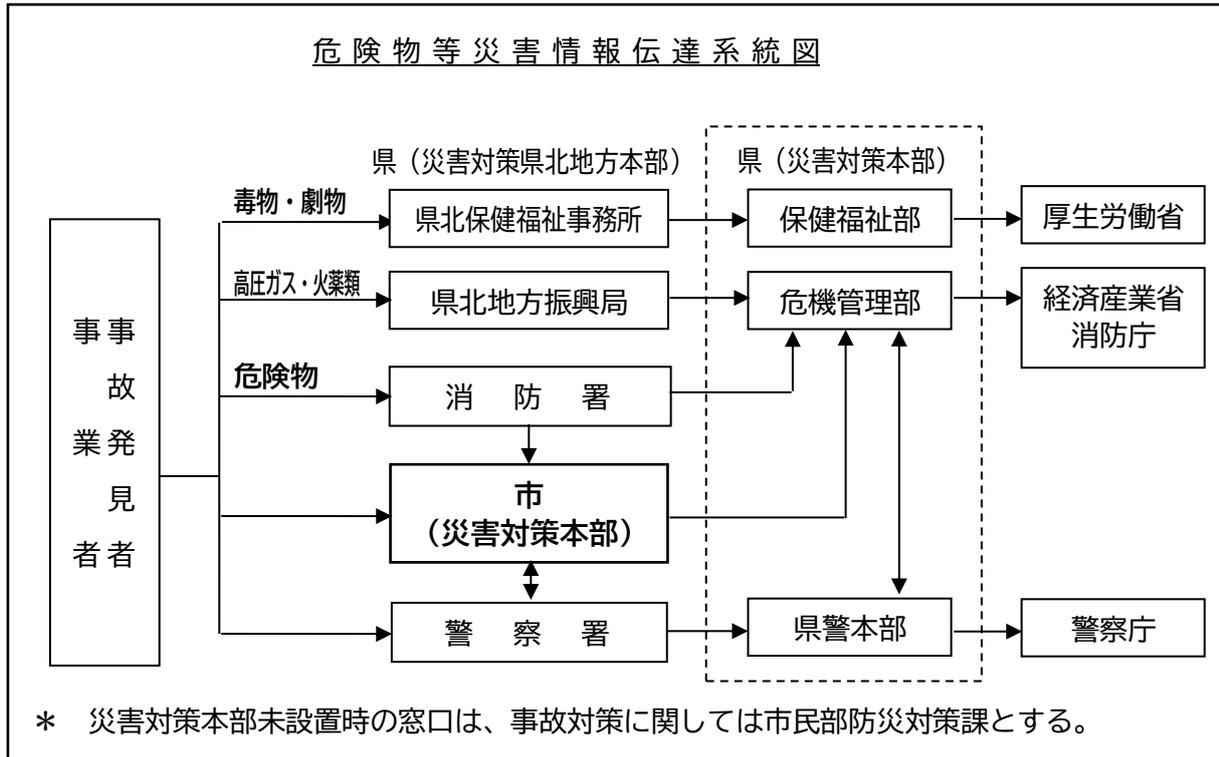
危険物等災害により住家等へ被害が拡大するおそれがあると判断した場合、第2編、第2章、第9節「避難」に準じ、危険区域住民等に避難指示等の必要な措置を講ずる。

2 要配慮者対策

第2編、第2章、第9節「避難」及び同章第22節「要配慮者対策」に準じ、必要な措置を講ずる。

第8 災害広報

第2編、第2章、第6節「災害広報」に準じる。



第3節 危険物等災害復旧対策計画

第1 危険物等災害復旧対策の責務

事故の原因者の責務により実施する。しかし、対応困難な場合は、第2編、第3章「災害復旧計画」に準じる。

第6章 大規模な火事災害対策計画

【市民部、建設部、消防本部、市消防団】

市域は、一部に中層階の建築物があるほか、市街地においては住宅密集が見られ、市街地における火災は大規模化することが危惧される。この計画は、多数の死傷者等が発生するような大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図り、住民等の生命と身体及び財産を守ることを目的とする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

第1節 大規模な火事災害予防対策

第1 災害に強いまちづくりの形成

第2編、第1章、第8節「建造物及び文化財災害予防対策」及び第3編、第2章、第3節「都市の防災対策」に準じる。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

市は、福島県総合情報通信ネットワーク及び市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報、気象警報及び注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

第2編、第1章、第2節「防災情報通信網の整備」に準じる。

2 応援協力体制の整備

第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第10に準じる。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第2-3に準じる。

4 消防力の強化

第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第2-4に準じ、次の1項を加える。

(3) 大規模火災に備え、消火栓に偏らない消防水利の多様化（防火水槽、プール等）に努め、また、その適正な配置に留意する。

5 避難対策

第2編、第1章、第11節「避難対策」に準じる。

6 防災訓練

第2編、第1章、第15節「防災訓練」に準じる。

第4 防災知識の普及・啓発

第2編、第1章、第14節「防災教育」に準じる。

第5 要配慮者対策

第2編、第1章、第11節「避難対策」及び同章第17節「要配慮者対策」に準じる。

第2節 大規模な火事災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第1に準じる。なお、鉄道災害を大規模な災害に読み替える。

第2 活動体制の確立

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第2に準じる。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第3に準じる。

第4 交通規制措置

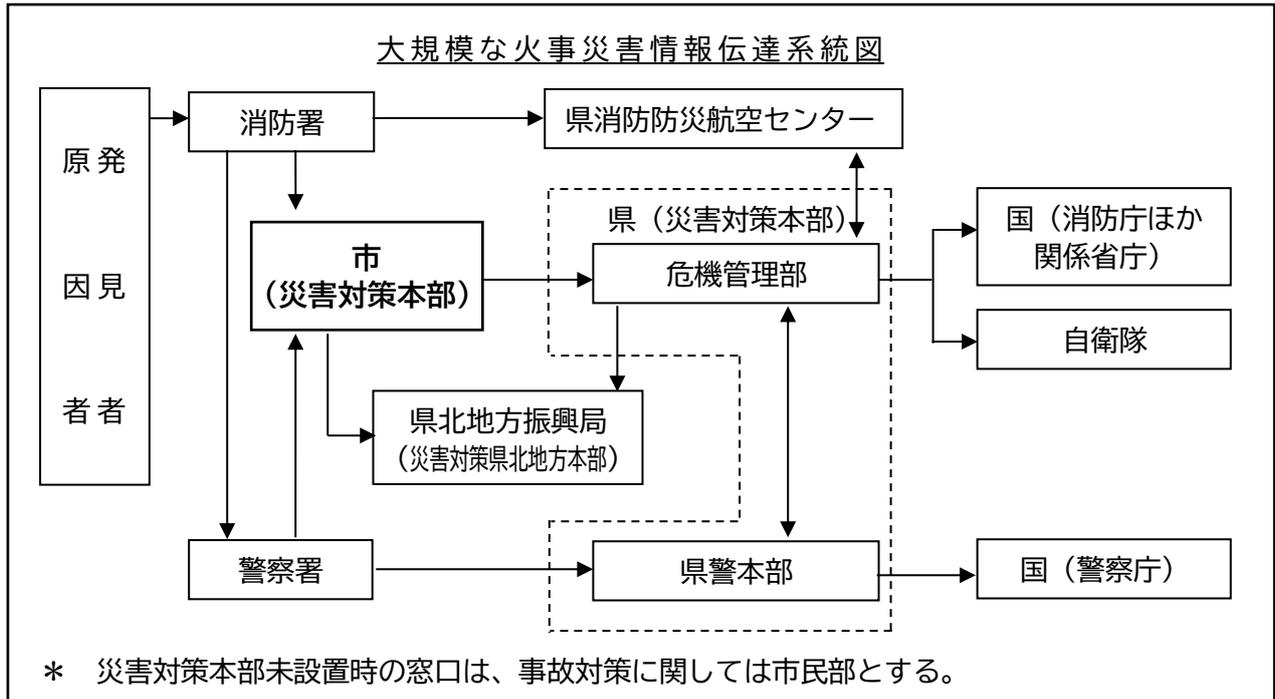
第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第4に準じる。

第5 避難誘導

第5章、第2節「危険物等災害応急対策計画」第7に準じる。なお、危険物等を大規模な災害に読み替える。

第6 災害広報

第2編、第2章、第6節「災害広報」に準じる。



第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

第1 大規模火事災害復旧対策方針

市及び関係機関は、国・県と連携し、迅速かつ円滑に被災地の復旧作業又は支援をする。

第2 大規模火事災害復旧対策の責務

復旧対策は、原則として火事災害原因者の責務により実施するものであるが、それにより対応できない場合には、第2編、第3章「災害復旧計画」に準じる。

第7章 林野火災対策計画

【市民部、産業部、消防本部、市消防団】

市総面積に占める山林の割合は30.7パーセントであり、大名倉山山系の青田・岩根地区、並びに阿武隈山系の白沢地区に大別でき、集落又は住居が麓に散在する。

林野火災は水利の不便や初期消火の困難など、一般火災に対する消防活動とは著しく趣を異にする。この計画は、林野火災の拡大を防止し被害の軽減を図り、住民等の生命と身体及び財産を守ることを目的とする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによる。

第1節 林野火災予防対策

第1 林野火災の特性

林野火災は、発火地点、延焼速度及び拡大化等の諸特性から、火災の早期覚知の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消防活動とは著しく趣を異にする。

また、その被害は、単に森林資源の焼失に止まらず、人畜の損傷、森林の治水機能の破壊及び土壌能力の喪失等を引き起こすことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2 林野火災に強いまちづくり

- 1 林野火災発生又は拡大の危険性が高い地域には、県と協議の上、その地域特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。
- 2 森林所有者及び林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動の推進に努める。
- 3 市は、警報発表等林野火災発生のおそれあるときは、林業関係団体と連携した監視パトロール等の強化を行うとともに、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

第3 林野火災防止のための情報の充実

市は、福島県総合情報通信ネットワーク及び市防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への構え

- 1 防災情報通信網等の整備
第2編、第1章、第2節「防災情報通信網の整備」に準じる。
- 2 応援協力体制の整備
第2編、第1章、第1節「防災組織の整備・充実」第10に準じる。
- 3 救助・救急及び医療（助産）救護
第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第2-3に準じる。
- 4 消防力の強化

第2章、第1節「鉄道災害予防対策」第2－4に準じ、次の(3)を加える。

- (3) 市及び林業関係者は、防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。

5 避難対策

第2編、第1章、第11節「避難対策」に準じる。

6 防災訓練

第2編、第1章、第15節「防災訓練」に準じる。なお、連携機関等に林業関係機関及び林業関係団体を加える。

さらに、消防団員等を対象とする空中消火資機材の取扱いに関する講習会等、林野火災に関する講習会等へ積極的に参加させ、技術の習得を図る。

第5 防災知識の普及・啓発

- 1 市は、山火事防止強調月間等を通じて、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。
- 2 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に防火体制の徹底を指導する。

第6 要配慮者対策

第2編、第1章、第11節「避難対策」及び同章第17節「要配慮者対策」に準じる。

第2節 林野火災応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 市及び防災関係機関がとるべき措置

- (1) 市及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、第2編、第2章、第3節「災害情報の収集伝達」に準じ、災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 市から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報ルート集 報告系統—1 林野火災」に基づく。

第2 活動体制の確立

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第2に準じる。1の市の活動体制の次に、次の2林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制を加え、2以降を1つ繰り下げる。また、項末に4自衛隊の派遣を加える。

2 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、警察、市等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

4 自衛隊の災害派遣

市長は、大規模な林野火災が発生し必要があると認めるとき、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第3-1に準じる。

2 消火活動

- (1) 林野火災は、発生場所及び風向き・地形等現地の状況により常に変化するため、変化に応じた措置が必要となる。消火活動は、消防機関等と次の事項を検討して、最善の方策を講ずる。

① 出動部隊の出動区域

出動部隊の出動区域は、原則市消防団分団の各区域をもって定め、初期状況把握後、団長が指示する。

② 出動順路と防御担当区域及び地況精通者の確保

出動順路と地況精通者の確保及び指示は、当該地区分団長が行う。

③ 携行する消防機材及びその他の器具の指示・調達

④ 指揮命令及び連絡要項並びに通信の確保

⑤ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

⑥ 応急防火線の設定

⑦ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

⑧ 交代要員の確保

⑨ 救急救護対策

⑩ 住民等の避難

- ⑪ 空中消火の要請
- ⑫ 空中消火資機材の手配及び消火体制

資機材は「福島県林野火災用空中資機材等貸付要領」により、市に貸与される。

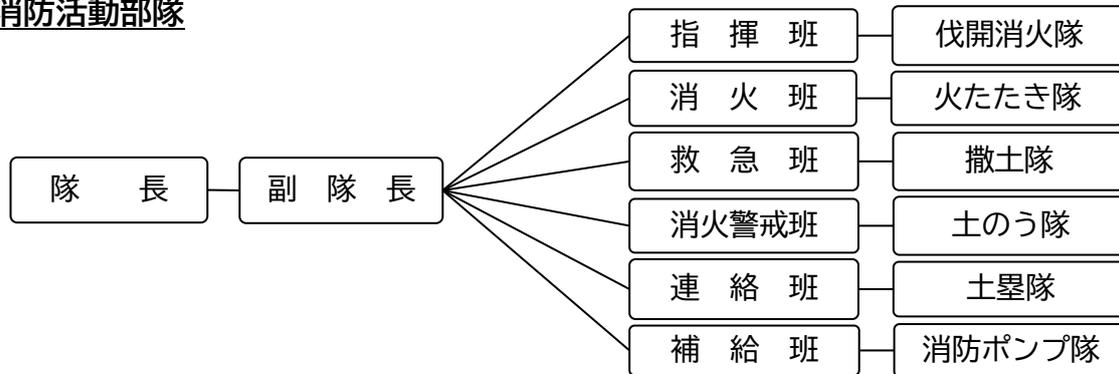
- (2) 消防機関は、速やかに災害の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。
- (3) 市長は、市及び消防本部の消防力では消火が困難と判断するときは、知事に消防防災ヘリコプターによる消火又は偵察を要請する。
- (4) 同じく、第2編、第2章、第5節「相互応援協力」に準じ、応援又は斡旋を要請する。

3 火災防御活動の方法

(1) 部隊の編成

消防団長は、地域内の林野火災を有効に防御し鎮圧するために、団長を隊長として次の消防活動部隊を編成する。

消防活動部隊



(2) 現地本部の設置

隊長は、状況把握及び指揮連絡に最も適切な場所を選定し、現場本部を設置する。

(3) 部隊が現場到着時、延焼範囲が拡大していないときの消火

各隊を、火点を包囲攻撃し得るよう配置し、次のいずれかの消火方法を行う。

- ① 道路並びに水利の状況から、消防ポンプによる中継等の方法により注水消火が可能なときは注水消火を行う。
- ② 杉・檜・松・笹及び柴木類により風上からたたき消しを行う。また、樹木や雑草を刈り取る。
- ③ バケツ及び消火器等を使い消火する。

(4) 部隊が現場到着時、延焼範囲が拡大しているときの消火

部隊を、隊長又は代理する指揮者が指示する防火線に配置し、延焼阻止活動を行う。延焼阻止の方法については、道路並びに水利の状況から消防ポンプが使用可能なときは注水消火を行う。注水が及ばない場合は、樹木伐採及び雑草除去等の延焼阻止活動を行う。防火線は、隊長又は代理する指揮者が、次の要領により定める。

① 無風の場合

- ア 山腹から出火したときは、峰の方面とその火面の両側に防火線を設ける。
- イ 峰から出火したときは、峰の両側に防火線を設ける。

② 強風の場合

- ア 峰への延焼は、他山に拡大延焼するため、風向きに如何にかかわらず峰の方面に防火線を設ける。
- イ 山腹の両側面は、風下になっている側面に主力を注ぎ防火線を設ける。

ウ 風下に飛火警戒を行う。

（5）直接消火

林野火災は、その初期において直接消火をもって消火することを原則とする。消火は、次の各号に留意し、火勢激烈で直接消火による消火が困難と認められる場合においても、火の正面又はその側面から消火して火勢を減殺することに努め、火流の幅を狭くするように努める。

- ① 消火方法は、空中消火・火たたき・踏み消し・撒水・注水・撒土及び覆土等のいずれを用い、又は併用するかは、火災の規模、勢力、燃焼物の種類、気象及び消防力の強弱を勘案して隊長又は代理する指揮者の指示による。
- ② 火勢の急激な変化や風速風向の変化及び直接消火時間等により、隊員が火災に取り巻かれ又は疲労により身体的な危険が伴うおそれがあることを考慮する。
- ③ 火災の燃焼方向に、人家その他の重要防火対象物又は火災の拡大又は勢いが増す要因となる資材等があるときは、当該地域の消火に主力を注ぐよう留意する。
- ④ 直接消火の力が及ばず、間接消火による延焼防止に変更する場合、その判断は時機を逸さないよう留意する。
- ⑤ 注散水等を用いる消火は、消防用水の給水を絶やさないよう留意する。

（6）間接消火

火勢が激しい林野火災で、直接消火では防御できない場合は、燃焼林野の一部を犠牲にし、空中より消火剤を散布することで、延焼防止・消火を行う。

（7）迎え火

迎え火は、直接消火では消火できないと認められる火災に限り行う。迎え火は、次の各号に留意する。

- ① 迎え火の着火は、防火線から火災の燃焼方向に対して一斉に着火するよう留意する。
- ② 迎え火と燃焼しつつある山火との合流点では、急激に火勢が拡大し火流となり、急激にその方向を変えることがあることに留意する。
- ③ 迎え火を着火したときは、未燃焼地帯に防火線から火勢が衰えた場所を中心にできるだけ焼失面積を拡大していき飛火の危険を少なくするように留意すること。
- ④ 迎え火着火の判断は、隊長の決定によって行い、特に慎重を期す。

（8）残火処理

林野火災防御鎮圧後は、焼失地域の残火を完全に処理し火災の再発を防止する。残火処理は、特に次の事項に留意する。

- ① 残火処理部隊を編成し、組織的な残火処理に当たる。
- ② 残火処理は、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かい処理する。覆土消火地域は、掘り返して残火を確かめ、老木の空洞などで着火したものは切り倒して処理する。さらに、残火の発見は、夜間の見張り等が効果的であり、特に徹底する。

（9）事後措置

① 林野火災の鎮圧・残火処理完了後は、部隊を終結する。引き上げに際し、次の事項の確認を怠らない。

- ア 部隊人員、事故者の有無及び事故者に対する措置
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他隊長が指示すること

② 火災調査

消防本部は、林野火災鎮圧・残火処理完了後に火災調査班を編成し、直ちにその原因・火災の推移及び損害額等の調査を行う。

第4 交通規制措置

第2章、第2節「鉄道災害応急対策計画」第4に準じる。

第5 避難誘導

1 市のとるべき措置

第5章、第2節「危険物等災害応急対策計画」第7-1に準じる。なお、危険物災害を林野火災に読み替える。

2 要配慮者対策

第5章、第2節「危険物等災害応急対策計画」第7-2に準じる。

3 森林内の滞在者

市及び消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業等者の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるよう努める。

第6 災害広報

市、防災関係機関等は、林野火災を覚知した場合、林野作業等及び滞在者等に対し、広報車等により速やかな退去を呼びかける。また、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報及び二次被害危険性等の情報を、第2編、第2章、第6節「災害広報」に準じ、広報に努める。

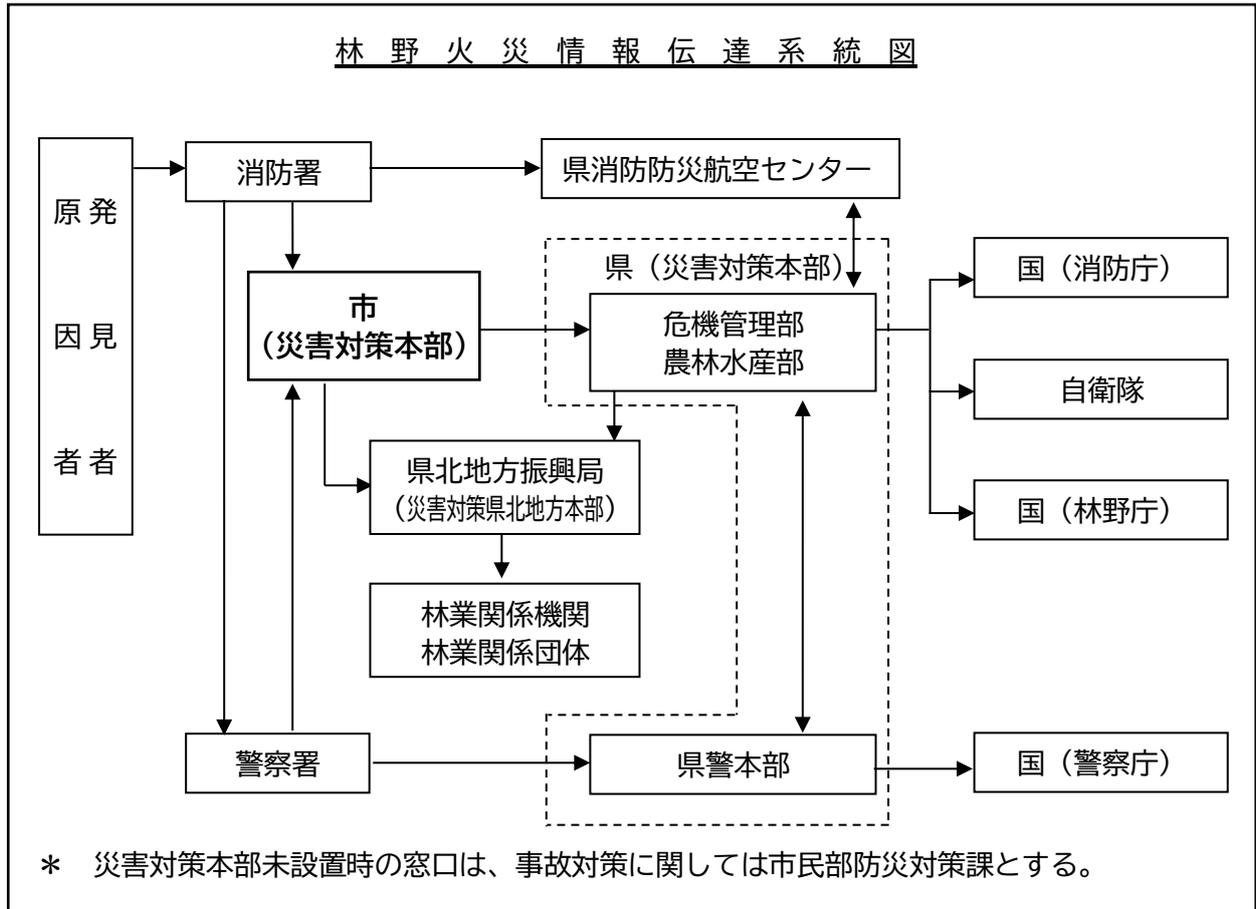
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第7 二次災害の防止

1 市は、林野火災により荒廃した地域の下流域部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努める。

2 市は、必要に応じ県、国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所は、地域住民、関係者及び関係機関等へ周知を図り、警戒避難体制の整備等必要な処置をとる。また、危険性の高い箇所は、応急対策を講じ、できるだけ速やかに砂防施設、治山施設及び地すべり防止施設等の整備に努める。

3 市は、土砂災害等の危険箇所点検結果に基づき、警戒避難体制等の必要な措置を講ずる。



第3節 林野火災復旧対策計画

第1 林野火災復旧対策方針

復旧対策は、事故の原因者が実施することを原則とするが、それにより対応できない場合は第2編、第3章「災害復旧計画」により行う。

さらに、市は県又は必要に応じ国と連携し、造林補助事業及び治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

